

住民税非課税世帯等に対する支援給付金 こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算（こども加算）を支給します。

対象世帯：基準日（令和5年12月1日）時点で豊後大野市に住民票がある世帯で、令和5年度分の住民税が **均等割非課税** または **均等割のみ課税** である世帯
ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

加算対象となる児童の範囲：18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童※
※基準日以降に生まれた新生児も対象となります。（申請が必要）
※対象世帯とは別世帯だが扶養している児童も対象となります。（申請が必要）

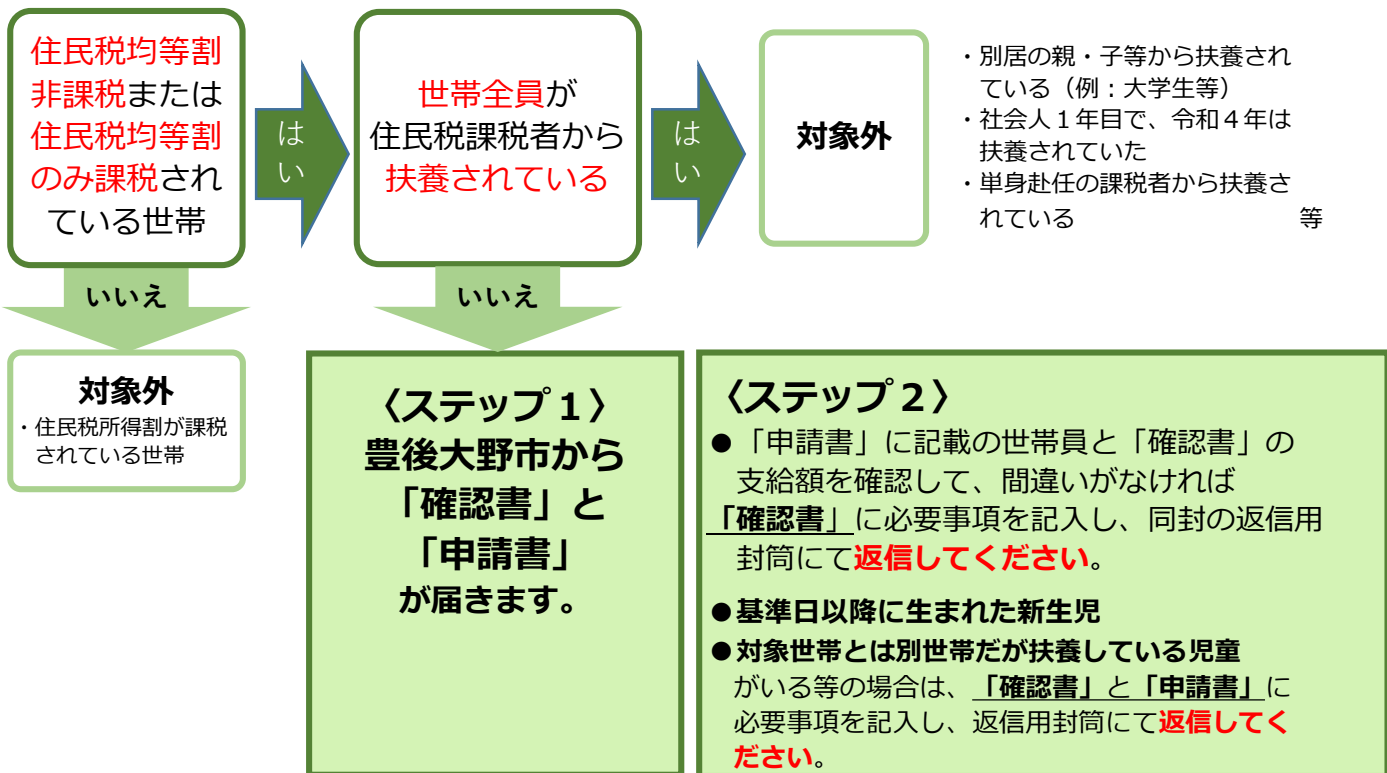
給付金の支給額

児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

豊後大野市が**確認書**を受理した日から
3週間後 ※申請書の場合は審査に時間がかかります

支給対象世帯確認フローチャート



返送・申請期限：令和6年5月31日（金）※消印有効

お問い合わせ

豊後大野市 支援給付金コールセンター

0120-635-065

受付時間 8:30~17:15

豊後大野市役所 社会福祉課支援給付金担当

0974-22-3093

※土日・祝日は除きます